



## 目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2022年7月31日時点)	p.2 -3
インドネシア      タイ      フィリピン      シンガポール マレーシア      オーストラリア	
3. セミナー情報	p.4
フィリピン      ASEAN 地域      オーストラリア	
4. 各国問い合わせ先	p.5

## 今月のハイライト

1. フィリピンでは、内国歳入庁(BIR)が2022年6月30日に相互協議(MAP - Mutual Agreement Procedure)手続きに関する歳入規則(RR No. 10-2022)を公表しました。今回、相互協議手続きに関するガイドラインが公表され、相互協議の申し立て手続きが規定されたことにより、フィリピンの権限ある当局に対して租税条約締結国との相互協議を申し立てることが可能となりました。
2. マレーシアの財務省は、マレーシアにおける第2の柱(GloBEモデルルール)の導入にあたって民間の意見を聴くために、パブリック・コンサルテーション・ペーパーを2022年8月1日付で公表しました。OECDのスタンダードを遵守することを前提としつつ、海外直接投資のために重要なインセンティブ体系をどのように維持し、見直していくかという問題意識が背景に見て取れます。当該ペーパーでは、マレーシアにおける国内最低トップアップ税(QDMTT)の導入を検討することについても触れられています。
3. タイでは勅令が発効され、さまざまな措置が講じられました。その中には、長期滞在用ノンイミгранトビザを発給された高度な技能を持つ一定の海外駐在員に対しては、個人所得税法上、一律17%の税率が適用されること(勅令第743号)や、仮想通貨取引所で行われる暗号資産などの譲渡については、2023年12月31日までの間、VATを免除すること(勅令第744号および745号)などが含まれます。
4. PwCインドネシア、PwCタイはそれぞれ、インドネシアおよびタイの最新版の税務ポケットブックを発行しました。インドネシア税務ポケットブックについては日本語翻訳版も発行しています。

## 各国税務ニュース(2022年7月31日時点)

インドネシア PwC インドネシアで「インドネシア税務ポケットブック 2022年」の[日本語翻訳版](#)を発行しました  
(※英語オリジナル版は[こちら](#))。



タイ

### [PwC Tax Insight #15/2022: Revenue code update](#)

勅令が発効され以下の措置が講じられました。

1. 長期滞在用ノンイミгранトビザを発給された高度な技能を持つ一定の海外駐在員に対しては、個人所得税法上、一律 17%の税率が適用されることとなりました(勅令第 743 号)。
2. 仮想通貨取引所で行われる暗号資産などの譲渡については、2023 年 12 月 31 日までの間、VAT の免除が認められることとなりました(勅令第 744 号および 745 号)
3. VAT が免除される新聞、雑誌および教科書をオンラインで販売する事業者は、自主的に VAT の登録を行うことが認められることとなりました(勅令第 746 号)
4. 一定の認証を受けている生分解性プラスチック製品の購入のために費用を支出する法人に対しては、25%の法人税の追加費用控除が認められました(勅令第 749 号)
5. テクノロジーを基盤とする事業を営む対象企業への投資については、定の税務恩典が認められることとなりました(勅令第 750 号)

Tax Insight(英文)については、日本語翻訳版を発行する予定です。PwC タイの [PwC Tax & Legal Insights](#) のウェブページをご参照ください。

PwC タイで Thai Tax 2022/23 Booklet を発行しました。 [Thai Tax 2022/23 Booklet](#) のウェブページをご参照ください。

フィリピン

### [相互協議\(MAP\)手続きに関するガイドラインの公表](#)



内国歳入庁(BIR)は 2022 年 6 月 30 日に相互協議(MAP - Mutual Agreement Procedure)手続きに関する歳入規則(RR No. 10-2022)を公表しました。フィリピンでは 2013 年に移転価格ガイドラインが公表された際に、別途、相互協議のガイドラインを公表するとしていましたが、その後 10 年近く公表されていませんでした。今回ようやく相互協議手続きに関するガイドラインが公表され、相互協議の申立て手続きが規定されました。

### [IT-BPM セクター登録企業の在宅勤務に係る措置](#)

財政インセンティブ審査委員会(FIRB)は、コロナ禍で許可していた IT-BPM(ビジネス・プロセス・マネジメント)登録企業の在宅勤務措置を当初 2022 年 3 月 31 日で終了するとしていましたが、一転して、2022 年 9 月 12 日までに限り、全従業員の 30%を上限とする在宅勤務措置を認める通達を公表しました(FIRB Resolution No. 17-22)。これにより、2022 年 9 月 12 日までの期間限定ですが、IT-BPM 登録企業は 30%の上限を遵守する限りにおいて、引き続き税制インセンティブを享受することができます。

### [領収書・請求書における有効期限の廃止](#)

内国歳入庁(BIR)は 2022 年 6 月 30 日に歳入規則(RR No. 6-2022)を公表し、領収書および請求書の 5 年間の有効期限を廃止することが定められました。従来、マニュアルの領収書および請求書を印刷する場合、BIR から印刷許可(ATP - Authority to Print)を取得する必要があり、印刷した領収書・請求書の有効期限は ATP の日付から 5 年間とされていましたが、今後は有効期限が廃止されることとなります。

## シンガポール [シンガポール税制アップデート](#)



### [所得税および GST に係る改正法案ドラフトの公表](#)

シンガポール財務省は 2022 年 6 月 8 日に Income Tax (Amendment) Bill 2022 の草案を、2022 年 6 月 13 日に Goods and Services Tax (GST) (Amendment) Bill 2022 の草案をそれぞれパブリックコンサルテーションのため公表しました。これには 2022 年予算案で発表された税制改正（個人所得税率の最高税率引き上げや、GST 料率の引き上げなど）や、シンガポールの税システムの改善（低価格品の輸入やサービスの輸入にかかる GST のリバースチャージ制度、海外事業者登録制度の導入など）に係る改正が含まれます。

---

## マレーシア [7月のマレーシア税制アップデート](#)



### ● [マレーシアにおける第 2 の柱の導入に関するパブリック・コンサルテーション・ペーパー](#)

マレーシアの財務省は、マレーシアにおける第 2 の柱(GloBE モデルルール)の導入にあたって民間の意見を聴くために、パブリック・コンサルテーション・ペーパーを 2022 年 8 月 1 日付で公表しました。OECD のスタンダードを遵守することを前提としつつ、海外直接投資のために重要なインセンティブ体系をどのように維持し、見直していくかという問題意識が背景に見て取れます。当該ペーパーでは、マレーシアにおける国内最低トップアップ税(QDMTT)の導入を検討することについても触れられています。

### ● [「Malaysia Digital」の発表](#)

これまで、一定の条件を満たすマレーシアの IT 事業に対しては、MSC (Multimedia Super Corridor) ステータスというインセンティブが付与されてきました。これに加え、デジタル分野の育成や奨励のため、MSC の枠組みを「Malaysia Digital」という国家戦略に継承することが 2022 年 7 月 4 日付で発表されました。内容の詳細はまだ発表されておらず、今後明らかになる予定です。

### ● [国外源泉所得の免税の部分的継続の根拠法令の公布](#)

2022 年 1 月 1 日以降、マレーシア内国法人などがマレーシアで受領する国外源泉所得は課税所得として取り扱われますが、以下の所得は 2026 年 12 月 31 日まで免税が継続することとされています。

- マレーシア内国法人および有限責任事業組合(LLP)が国外から受け取る配当所得
- 個人(居住者)が受け取る全ての国外源泉所得(マレーシアのパートナーシップ事業に係る所得を除く)

これについて、2022 年所得税免税令の第 5 号と第 6 号が公布され、正式に法制化されました。

---

## オーストラリア [Monthly Tax Update July](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 欠損金の繰戻し還付制度適用にあたっての留意点
- ATO による Justified Trust reviews
- 2022/23 年度 州政府予算の発表
- OECD の 2 つの柱からなる解決策の進展

## セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

フィリピン



「**税務アップデートウェビナー**」

日時: 2022年9月1日(木) (フィリピン時間)、15:00-16:30(日本時間)

概要: 2022年上半期にフィリピンで公表された重要な歳入規則、税務通達の内容を解説します。長く最終化が待たれ、この6月ようやく公表された相互協議に関するガイドラインをはじめ、IT-BPMセクターをめぐる在宅勤務措置や、電子領収書・請求書制度について主に解説する予定です。また、昨今ますます厳しさを増しているフィリピンの税務調査についても、最新の状況をお伝えします。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

ASEAN 地域



「**新たなビジネスモデルの創造へ: ASEAN 組織再編・再生シリーズ**」

第9回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点

配信日時: 2022年5月10日(火)~12月28日(水)

概要: 5月10日より「第9回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点」の配信を開始しました。コロナ禍の2020年~2021年において、日系企業の東南アジア域内における新規企業買収の件数は、コロナ前の水準と比較して減少傾向にありました。本セッションでは、東南アジア主要国のうち、タイ・マレーシア・インドネシアの3カ国を例に、グループ内の組織再編において実務上頻繁に用いられている手法や、税務上の主な留意点について解説します。特に日本の制度との違いや、日本本社が税務上考慮すべき事項に焦点を当てて説明します。また現地で組織再編する場合に加え、日本における組織再編により現地子会社の株主が変更される場合に留意すべき、現地での税務上の論点についても併せて紹介します。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

オーストラリア



「**2022/23 年度連邦政府予算案オンラインセミナー**」

日時: 2022年4月21日(木)

概要: 日本企業に影響のある項目を重点的に、概要を法人税・個人所得税の観点から解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#) (2022年10月末まで配信)

オーストラリア法人関連税制の概要および最新トピックについて

日時: 2021年10月22日(金)

概要: 法人に関連する税制の概要や最新トピック(ハイブリッドミスマッチルールなど)について、日本企業からよくいただく質問事項に重点をおいて解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#) (2022年10月22日まで配信)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

**共同統括責任者** [神保 真人](#) (税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#) (PwCインドネシア パートナー)

**PwC税理士法人 (日本)** [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#) (移転価格)、[青木 一憲](#) (金融)

**PwCインドネシア** [菅原 竜二](#) (カンントリーリーダー)、[深澤 直人](#)  
問い合わせ先: [id\\_jbd@pwc.com](mailto:id_jbd@pwc.com)

**PwCタイ** [魚住 篤志](#) (カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[加藤 夏樹](#) (移転価格)、[木村 洋平](#)  
問い合わせ先: [th\\_jbd@pwc.com](mailto:th_jbd@pwc.com)

**PwCベトナム** [今井 慎平](#) (カンントリーリーダー)、[小山 誠祐](#)、[小暮 寛之](#)  
問い合わせ先: [vn\\_jbn@pwc.com](mailto:vn_jbn@pwc.com)

**PwCフィリピン** [東城 健太郎](#) (カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)  
問い合わせ先: [ph\\_jbd@pwc.com](mailto:ph_jbd@pwc.com)

**PwCマレーシア** [杉山 雄一](#) (カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)  
問い合わせ先: [my\\_pwc\\_japandesk@pwc.com](mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com)

**PwCシンガポール** [ハワード・オーサワ](#) (ジャパデスク 税務統括)、[田中 文人](#)、[清水 迫 誠](#) (移転価格)  
問い合わせ先: [sg\\_japan\\_desk\\_tax@pwc.com](mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com)

**PwCオーストラリア** [寺崎 信裕](#) (税務カンントリーリーダー)、[三浦 孝心](#)、[高野 雄大](#)  
問い合わせ先: [au\\_japan@pwc.com](mailto:au_japan@pwc.com)

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.